

第17回長野家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成21年7月14日（火）午後3時から午後5時まで

2 場所

長野家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）井上弘通，大西直樹，木内栄治，佐藤守賢，田中友江，土屋準，中山栄子，松岡英子，村田彰，吉原與志子（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）樋口真貴子上席裁判官，山本高弘首席家庭裁判所調査官，古山けさみ首席書記官，勝田和彦次席家庭裁判所調査官，田嶋孝夫訟廷管理官，廣瀬一秀事務局長，齊藤健俊事務局次長，藍木陽一総務課長，畠山隆総務課課長補佐，石田晴彦総務課庶務係長

4 テーマ

少年事件における被害者等への配慮について

5 議事

(1) 開会の言葉（藍木家裁総務課長）

(2) 自己紹介（木内委員）

(3) 議事の進行について

■ 本日の委員会の報道関係者による取材につき，承認した。

■ 報道関係者による写真及びテレビ撮影につき，許可した。

○ 今回の家裁委員会は，「少年事件における被害者等への配慮について」を議題として行う。

始めに，少年法改正の概要，被害者調査等についての説明及び被害者傍聴シミュレーションの結果報告をお聞きいただき，これらの説明や報告を踏まえて，質疑応答及び意見交換を行うこととしたい。（委員長）

(4) 「少年事件における被害者等に対する配慮制度の概要」について〔説明（樋口上席裁判官）〕

- (5) 「審判傍聴対象事件における調査事務」について〔説明（山本首席家裁調査官）〕
- (6) 「傍聴制度及び説明制度の実施状況概要並びに少年審判傍聴のシミュレーションの報告」〔説明（古山首席書記官）〕
- (7) 質疑応答，意見交換

○ 少年事件における被害者等への配慮制度については，制度開始から日が浅いこともあり，裁判所としての取り組みも依然手探りなところがあることから，当委員会での協議内容を今後の執務に積極的に反映させていきたいと考えている。忌憚のない御意見，御感想をお伺いしたい。

これまでの説明及び報告を受けて，疑問に思ったことや分かりにくかった点などはないか。 (委員長)

○ シミュレーションの中で，被害者遺族が審判当日に意見陳述の申し出をしていたが，事前の申し出がなくても意見陳述は認められるのか。

また，当事者の退庁について，被害者遺族が先に退庁し，その後で少年の保護者が退庁していたようだが，被害者側当事者が加害者側当事者を待ち伏せして危害を加えることも考えられるため，先に加害者側当事者を退庁させた方がよいのではないか。 (松岡委員)

○ 意見陳述については，審判当日に申し出をすることも可能である。実際には事前に申し出を行うケースが多いのではないと思われるが，少年の陳述内容が審判当日になってみないと分からないという面もあり，少年の発言を受けて被害者等が審判中に意見陳述の申し出をするということも考えられるため，審判の途中で申し出があり，それが認められるというケースを想定してシミュレーションを行ったものである。

また，当事者の退庁については，御指摘の点も含め，様々な状況が考えられることから，ケース・バイ・ケースで最善の方法を協議し，対処していくことになるろう。 (樋口上席裁判官)

○ 少年事件における被害者等への配慮については，刑事事件における被害者

等への配慮の流れからも色濃く影響を受けているところであるが、刑事事件の場合、事件の経緯、被告人の供述内容等について、事前に、あるいは公判を重ねる中で、被害者等にも明らかにされるのに対し、少年事件の場合には、審判が非公開ということもあり、情報があまり表に出ないことから、被害者等においては、事件の経緯等を容易に知ることができず、状況を把握しにくいという面がある。

こうした観点からも、被害者等が、審判において初めて事件の経緯等を知り、状況を把握した上で意見陳述の申し出をするということは十分に考えられるため、そのような想定でシミュレーションを行ったものである。

(委員長)

- 少年事件においては、被害者等は事前に十分な情報を得られないというところか。

(松岡委員)

- 少年審判の性質上、そういう面があることは否めないが、正にこの点が、法改正に至る大きな要因の一つであり、審判傍聴制度等導入の効果が期待されるところでもあるといえよう。

(委員長)

- 検察官の立場としても、出来る限り被害者等の要望に沿えるように配慮している。どのような情報が提供できるかについては、事件によって様々な事情を考慮して判断することになるだろう。

(木内委員)

- 傍聴や意見陳述の機会が得られても、審判前に何も情報が得られないまま裁判所に出向くことになるとうと、被害者等は不安や戸惑いを感じるのではないか。

(松岡委員)

- この点について、例えば、被害者調査の機会に、調査官から被害者等に事件の経緯等の情報を提供することはあるのか。

(委員長)

- 調査官において被害者調査を行うに当たっても、被害者等は、事件の経緯等事件に関する情報をより多く得たいと考えているだろうことは想定している。事前にどのような情報が提供できるかについては、被害者等の立場を考慮しつつ、加害少年のプライバシー等にも配慮しながら、裁判官と綿密に協

議して判断していくことになるが、被害者等においても、記録の閲覧及び謄写の申請を行うなど、配慮制度を積極的に活用していただきたいと考えている。

（山本首席家裁調査官）

- 少年審判手続がどのように行われているかについては、世間一般にあまりよく知られておらず、変わったといってもどこがどう変わったのか、一般人には理解しにくいのではないかという印象を受けた。従前の少年審判と比較して、法改正によりどこが大きく変わったのかお伺いしたい。

また、少年犯罪の被害者等においては、審判までの短い期間で気持ちの整理を付けなければならないことなどからも、一定の情報提供や配慮が必要であろうし、さらには一般社会に対しても、重大事件における事件の経緯等の情報の可視化、手続の透明性への配慮といったようなことがより一層求められるのではないかと考えるが、この辺りについては、裁判所としてどのように考えているか。

（村田委員）

- 非常に簡単に言ってしまうと、審判廷に被害者等の席が設けられたことが一番大きく変わった点である。これに伴い、裁判所として少年審判に関与する者の数も増え、被害者等への案内や説明、あるいは警備といった様々な配慮を行うこととなった。
- （委員長）

- 少年審判手続は、少年法22条によって非公開とされ、報道による情報開示も同法61条により制限されている点は法改正前と変わらないが、被害者等との関係において、記録の閲覧、謄写等に加えて、審判傍聴制度や審判状況の説明制度が新設され、様々な配慮がなされるようになったことは、対社会的に見ても大きな意義を持つのではないか。
- （樋口上席裁判官）

- 被害者調査等従前より行われてきた手続もあるが、これまでの少年事件においては、少年の更生という点が重視されてきたところ、配慮制度の導入を通して被害者等の視点を意識するようになったことで、家庭裁判所としての在り方や考え方も変化し、ひいては対社会的にも視野が広がってきたということがいえよう。制度開始から日が浅く、利用者が少ないこともあって、制

度としてまだまだこれからというところもあるが、件数が増えるにつれて、社会的な変化も生まれてくるのではないか。（委員長）

○ 過去の凄惨な事件を見ても、被害者等については、報道等によりプライバシーに関わることさえ公にされてしまう一方で、加害少年については、少年及び関係者のプライバシーに深く関わる情報というのは手厚く保護されている。こうした状況の中で、例えば、記録の閲覧及び謄写において、マスキング等により情報が制限されるなど、被害者等において、本当に知りたい情報が得られないということもあるのではないか。（中山委員）

○ 少年の出生に関する事実や生育歴の中でも特に少年個人としてのプライバシーに関わる部分、例えば、虐待を受けていた事実などについては制限せざるを得ない。（山本首席家裁調査官）

○ 社会の在り方が変わってくるのかもしれないが、少年の生い立ちや生育歴などを調査しないと的確な判断ができないという場合に、少年の小学校や中学校に照会を行う。その場合に、この目的だけに使用し、絶対にほかの人に出してもらっては困るという条件付きで回答いただくこともあり、そのような裁判所への信頼を基に得ている情報については、これまでも伏せてきた。（委員長）

○ 被害者が知りたいと思うことは、どうしてこういう事件になって被害に遭ったんだろうという点であり、それに関係ない少年の生い立ち等については、プライバシーを保護する必要から被害者に示さなくても被害者の要求は満たされるだろうという考えから、どこまで被害者に示されるか裁判所の方で判断させていただいている。また、被害者等からの報復のおそれがあるような場合など、状況に応じて制限せざるを得ないということもある。

（廣瀬事務局長）

○ どうしてこういうことになったのかということについては、教えてもらえるのか。記録の閲覧が可能ということか。（佐藤委員）

○ 平成20年の改正で要件を満たせば傍聴も認められるし、心の整理が付か

なくて傍聴できない場合には、審判でどのようなことが行われたかということについて状況説明を受けることも、記録を閲覧することもできる。今回のシミュレーションの事例の場合、どうしてこういうことになったのかという点については、プライバシーの問題は生じないと思われるので、記録の閲覧も可能と思われる。（廣瀬事務局長）

○ 制度を利用するかどうかは被害者等に委ねられているところであるが、積極的に利用していただけるよう、被害者案内の送付や被害者調査時の説明などにより、適宜情報提供を行っていくことになる。（委員長）

○ 被害者等の審判傍聴についての許否は裁判所の判断によるとのことであったが、もし認められなかった場合、その旨を通知するに当たって、他に取り得る手段についての情報提供を行うのか。（松岡委員）

○ 被害者案内という形で最初に網羅的に通知するため、例えば、審判傍聴が認められない旨を通知する際に、他に取り得る手段について別途お知らせをするということはない。被害者調査の際の説明など、適宜の方法により情報提供することになる。（古山首席書記官）

○ すべての事件について、被害者案内を送付しているのか。（松岡委員）

○ ある一定の事件、例えば、検察官が関与するような事件、わいせつ、恐喝、自動車運転過失致死傷等の事件については、被害者案内を送付しているが、万引き等被害が比較的軽微な事件については送付していない。

（山本首席家裁調査官）

○ 被害者案内を送付しない軽微な事件についても、少年犯罪被害者を対象としたリーフレットを活用するなどして、広く配慮制度の周知に努めている。（委員長）

○ シミュレーションの審判廷について、少年と被害者等との距離が近いのではないかとの印象を受けたが、もっと広い部屋で行うことはできないか。（大西委員）

○ 本庁においては、審判廷を広くする工事が近く始まる予定である。全国的

に審判廷は狭く、今回の法改正があったからということで、そのすべてを直ちに広くすることはできない。管内支部でも、可能なところから順次広くしていきたいと考えている。
(廣瀬事務局長)

○ 意見陳述について、持ち時間のようなものはあるのか。

また、少年を誹謗中傷するような内容が含まれていた場合、どのように対処するのか。
(佐藤委員)

○ 意見陳述の大まかな内容や所要時間等については、申し出があった段階で被害者等にある程度お伺いし、必要があれば調整を行うことになるのではないかと。

また、少年を誹謗中傷するような発言があった場合、少年に与える影響等を考慮し、状況に応じて陳述を制止するなどの措置をとることは考えられる。いずれについても、最終的には裁判体の判断によることになるだろう。

(樋口上席裁判官)

○ 被害者等の意見陳述については、刑事手続において先行して行われているが、刑事事件においては、被害者等との関係では主に検察官に調整役を担っていただいているところ、少年事件においては、裁判官がその役割を担うこととなる。少年事件において、裁判所の果たすべき役割、責任はますます大きくなっており、今後も実例の中で生じる様々な問題に対処しながら、より良い少年審判の在り方について、引き続き検討を重ねていく必要があると認識している。
(委員長)

○ 少年事件については、低年齢化、凶悪化が危惧されており、少年審判の在り方、家庭裁判所の在り方が今後も問われていくことになるだろう。社会状況の変化に応じた柔軟な対応が求められる。
(村田委員)

(8) 裁判所利用者等に対するアンケートについて

○ 土屋委員から、裁判所利用者等に対するアンケートを実施してはどうかという御意見をいただいている。まずは、土屋委員に趣旨説明をお願いしたい。
(委員長)

- 東京や名古屋においては、既に利用者等へのアンケートを実施したとのことである。利用者等へのアンケートの実施は、外部からの視点、意見を取り入れる方法の一つとして非常に有用であり、その結果を踏まえて委員会において意見を交わすことで、より良い裁判所作りの一助となるのではないかと考え、提案させていただいた。

なお、地裁委員会でも弁護士委員から同様の提案をさせていただいている。

(土屋委員)

- 土屋委員の御提案を受けて、アンケート実施についての御意見をお伺いしたい。

(委員長)

- アンケートの目的は何か。また、結果をどのようにフィードバックするか。

(中山委員)

- 利用者等の目線から裁判所の改善点を抽出することが一番の目的である。裁判所に改善を働きかけていくことを主眼として、アンケート結果をどのように活用していくか、その方法論を含めて協議していきたいと考えている。

(土屋委員)

- 先日開催された地裁委員会においては、同様の御提案をいただいたことを受け、次回期日に裁判所利用者等に対するアンケートの実施について協議することとなった。これに伴い、裁判所事務局としても、他庁の状況等を調査し、資料等を用意したいと考えているところである。

については、次回の家裁委員会を地裁委員会の次回期日に合わせて開催し、

「裁判所利用者等に対するアンケートの実施について」をテーマに、地家裁委員合同で協議することとしたい。

(委員長)

6 次回期日

■ 平成21年12月8日(火) 午後3時

7 次回議題

■ 「裁判所利用者に対するアンケート」及び「離婚調停(養育費について)」

(注)

○は、委員の発言内容

■は、委員会において確認した事項